

市民後見人・品川 会報No.5

事務所／東京都品川区小山5-16-9 睦荘101号室(月曜10-16時のみオープン)

電話／Fax : 03-3786-6321 Mail : koukenskoyama@yahoo.co.jp

事務所不在時の緊急連絡は、森本宅(03-3786-6694)へ

■団体名「市民後見人の会」に決定■

総会のご報告

5月27日、当会は総会を開き、任意団体「市民後見人の会：品川」から特定非営利法人(NPO)「市民後見人の会」に移行することを決定しました。事務局では、今後、東京都に対しNPOの認証申請手続きをしていきます。

総会は、事務所近くの小山シルバーセンターで13時から行い、30人の会員中、本人出席15人、書面出席(委任状提出)11人、欠席4人で成立しました。

事前に配布した5議案のうち第1号議案「設立趣旨書の件」については、総会前に「意味が分かりにくい」というご意見があったため、大意を変えずに文書を整理したものに差し替え審議しました。

この結果、第1、3、4、5号議案は全会一致で可決しました。第2号議案「定款の件」については、特に第4条(特定非営利活動の種類)について質疑が集中、「原案に掲げた3種類だけでは不十分ではないか」とのご意見が出ました。採決の結果、賛成多数で可決されましたが、今後、活動を展開する中で、さらに議論を深めていけばと思います。

また、総会では、第6号議案「平成20年度事業計画書」、第7号議案「平成20年度収支予算書」の2議案が追加提案され、全会一致で可決されました。両議案は、NPO認可申請の際、2年分の計画書、予算書を提出しなければならないことが判明したため、追加したものです。

総会は、議案審議後、今年3月に行った市民後見人養成講座の際に撮影協力した後見人普及のDVD作品の上映を行い16時半に終了しました。

*当日出席者にはご不要ですが、書面出席者及び欠席者の参考に第1号議案「設立趣旨書の件」の差し替え文書と追加2議案を、添付します。

■認証前は、任意団体「市民後見人の会」として活動します■

事務局では、現在、申請に必要な書類を作成中です。書類が受理されてから認証されるまで2カ月以上かかると聞いています。この間は、任意団体として総会で可決された定款に従って活動をします。

■事務局で活動できる人を募ります■

- ① 現在、事務所は月曜のみオープンしています。月曜日に参加できる方は、10-16時の間でどの時間帯ならば可能か、ご連絡下さい。
- ② 月曜以外で、事務所に来ることが可能な人が複数おられれば、他の曜日もオープンさせていただきます。曜日、時間帯をご連絡下さい。

■ご連絡方法■

事務局から全会員宛に配る文書は、メール、リスト、ファックス、郵便のいずれかの方法で送ることは従来どおりです。メール、リスト登録者が返信される場合は、ご面倒でも当事務所のMail「koukenskoyama@yahoo.co.jp」又はファックスでお願いします。それ以外の方はファックスでお願いします。文責・古賀